

徳島県選挙管理委員会告示第二十三号

阿南市選挙管理委員会、美馬市選挙管理委員会及び佐那河内村選挙管理委員会から、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百六十一条第三項の規定により、公職の候補者等が個人演説会等に使用できる公営施設として、次のとおり指定した旨の報告があった。

令和五年三月十七日

徳島県選挙管理委員会委員長 中 田 丑 五 郎

施設 の 名 称	所 在 地
那賀川スポーツセンター	阿南市那賀川町苅屋三五四番地一
穴吹農村環境改善センター一階多目的ホール	美馬市穴吹町穴吹字安成七三番地
佐那河内村農業総合振興センター	名東郡佐那河内村上字中辺七四番地一